

100周年

2025 DISCLOSURE

ディスクロージャー

99周年

丸八信用組合

名古屋市職員及び関係団体職員の皆様の金融機関

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 総務課 (052) 951-0191 預金課 (052) 951-1248

TEL 融資課 (052) 951-1249

FAX (052) 961-7537

ホームページ <https://www.maruhachi-shinkumi.jp/>



ごあいさつ

丸八信用組合の組合員並びに関係団体の皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の業績と現況（令和6年度第99期）について、ご理解を深めていただくためこの資料をとりまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

丸八信用組合は、名古屋市及び関係団体職員の皆様の職域金融機関として、来たる創立100周年に向けてさらに組合員の皆様のお役に立てるよう経営の健全性と基盤強化とともに、皆様のニーズにあったサービスの提供に努めてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 渡邊 正則

事業方針

●経営理念

名古屋市及び関係団体の職員による協同組織の職域金融機関として組合員の皆様の相互扶助による福利厚生、経済生活の向上に役立ち、安心してご利用いただける金融機関を目指します。

●経営方針

丸八信用組合を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、法令遵守とリスク管理の徹底を期し、健全な経営、信用信頼を第一にする精神で、経営基盤の強化に努めます。

また、組合員の皆様のニーズにあったサービスの提供に心掛け、利用拡大に努めます。

当組合の概要（沿革）

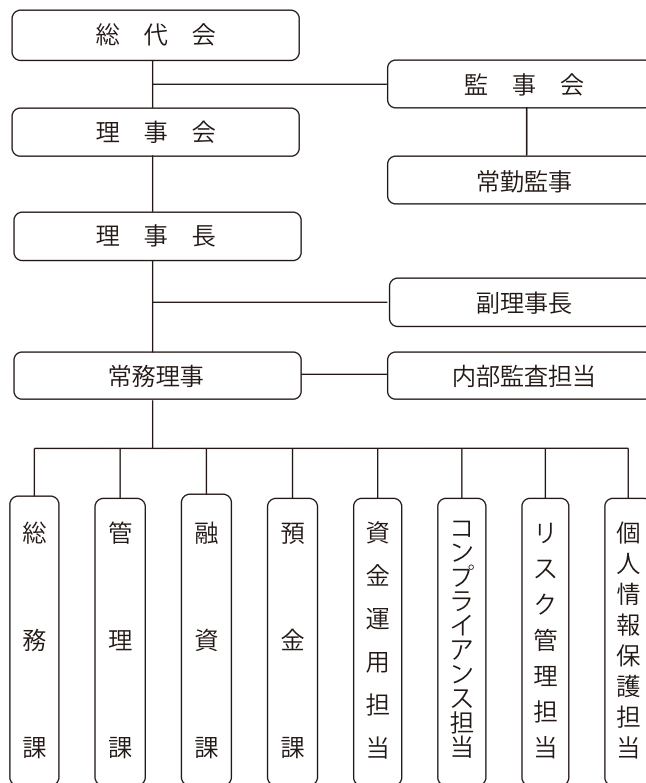
名称 丸八信用組合
 創立 大正15年「有限責任丸八信用組合」発足
 昭和6年「有限責任丸八信用購買組合」に改組
 昭和12年「保証責任丸八信用購買組合」に改称
 昭和24年「丸八信用組合」に改組・改称
 出資金 27百万円
 組合員数 13,835人 総代 110人
 役職員数 20人
 本店 〒460-8508
 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 A T M 2台
 地域 名古屋市

—令和7年3月31日現在—

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ) 預金・定期積金	普通預金（無利息型を含む）、定期預金、定期積金等を取扱っております。
	(ロ) 譲渡性預金	取り扱っておりません。
B. 貸出業務	(イ) 貸付	証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
C. 有価証券投資業務		預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
D. 内国為替業務		送金為替を取扱っております。

事業の組織（令和7年7月1日現在）



役員の一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和7年7月1日現在）

理事長（代表理事）	渡邊 正則	常勤
副理事長	杉野 みどり	非常勤
常務理事（代表理事）	加藤 里香	常勤
理事	杉浦 弘昌	非常勤
理事	高田 克己	非常勤
理事	鬼頭 秀一	非常勤
理事	山田 隆行	非常勤
理事	坪田 知広	非常勤
理事	伊藤 一義	非常勤
理事	酒井 雄一	非常勤
理事	折戸 秀郷	非常勤
理事	佐藤 慎一	非常勤
理事	磯村 和佳子	非常勤
理事	大原 拓士	非常勤
理事	近藤 和美	非常勤
理事	三住 正明	非常勤

以上16名

常勤監事	笥 啓之	常勤
監事	佐藤 誠司	非常勤
監事	五味澤 陽平	非常勤
監事	加藤 司	非常勤

以上4名

注）当組合は、職員出身者以外の非常勤理事14名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

（単位：人）

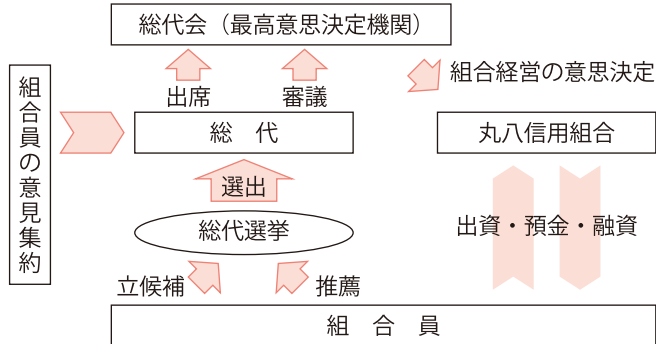
区分	令和5年度末	令和6年度末
個人	14,073	13,833
法人	2	2
合計	14,075	13,835

総代会について

●総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 13,835 名（令和 7 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。



総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



●総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内組合員から推薦された方の中からその選挙区に属する組合員より、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を 30 区に分け、総代の選出を行っています。

(2) 任期

総代の任期は 3 年となっています。

(3) 定数

総代の定数は 100 人以上 110 人以内です。選挙区別の定数は、地区の在職組合員数と総組合員数の按分比により算出しています。

●第 99 期通常総代会の報告

令和 7 年 6 月 13 日開催の第 99 期通常総代会において、次の決議事項が付議されそれぞれ原案のとおり承認可決されました。

●決議事項

- 第 1 号議案 第 99 期（令和 6 年度）計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について
 第 2 号議案 第 100 期（令和 7 年度）事業計画（案）及び予算（案）の承認について
 第 3 号議案 所在不明組合員の除名（案）について
 第 4 号議案 理事の補欠選挙について
 第 5 号議案 監事の任期満了に伴う選挙について

（令和 7 年 3 月末現在）（単位：人）

選挙区	所 属	総代定数	総代数
1	総務局、会計室、市長室、市会事務局、 監査事務局、人事委員会事務局、 選挙管理委員会事務局	2	2
2	財政局	4	4
3	経済局、観光文化交流局、 スポーツ市民局	3	3
4	環境局	7	7
5	健康福祉局	5	5
6	子ども青少年局	7	7
7	住宅都市局	3	3
8	緑政土木局	5	5
9	千種区役所	2	2
10	東区役所	2	2
11	北区役所	2	2
12	西区役所	2	2
13	中村区役所	2	2
14	中区役所	2	2
15	昭和区役所	2	2

選挙区	所 属	総代定数	総代数
16	瑞穂区役所	2	2
17	熱田区役所	2	2
18	中川区役所	2	2
19	港区役所	2	2
20	南区役所	2	2
21	守山区役所	2	2
22	緑区役所	2	2
23	名東区役所	2	2
24	天白区役所	2	2
25	教育委員会	9	9
26	消防局、防災危機管理局	10	10
27	上下水道局	7	7
28	交通局	10	10
29	名古屋市立大学	5	5
30	労働組合 等	1	1
合 計		110	110

（注）1. 名古屋市内関係団体（公立大学法人名古屋市立大学を除く。）に勤務する組合員の選挙区は、当該団体を所管する名古屋市の局・室の組合員が属する選挙区とします。

2. 選挙区、所属は、令和 4 年 5 月総代選挙時に定めたものです。

総代名簿は事務所に備え付け、開示できるようにしています。

令和6年度経営環境・事業概況

はじめに

当期の我が国経済は、インバウンド需要の回復や個人消費の持ち直しなど回復基調で推移しましたが、ウクライナ・中東情勢の劣悪化、中国経済の衰退、米国トランプ政権による関税ディールの影響など不安定な世界情勢の中、景気の先行きは相当に不透明な状況が続いています。

金融業界におきましては、令和6年3月のマイナス金利解除に続いて同年7月、令和7年1月と政策金利が利上げされ、金利上昇局面における適切なリスク対応が一層必要な時代となったと認識しています。

このような状況の中、令和6年度事業計画の方針である本業の強化、すなわち融資残高や預金積金残高の増加に努めてまいりました。特に融資については、日銀による政策金利引き上げがありましたが、ローン金利の上昇を極力抑えることで組合員の生活応援に努めました。また、住宅価格の上昇が続く中、これまで住宅ローンの対象外であった住宅取得に係る諸費用も対象とし、最長返済期間も35年から40年まで拡大することで、今まで以上に当組合の住宅ローンを利用しやすくなる様にいたしました。結果、住宅ローン残高が前年比1,004百万円余増加し、貸出金残高は6,332百万円余となり計画を508百万円余上回りました。また、経常利益は貸出金利息等の増加により目標額を21百万円余上回りました。

事業概況

- ① 預金積金残高は、30,913百万円余で前年度比△1.30%、409百万円余減少となりました。
- ② 貸出金残高は、6,332百万円余で前年度比19.45%、1,031百万円余の増加となりました。これは、新規受付を中止した「互助会提携貸付」が18百万円余、「フリーローン」が76百万円余、「信用貸付（定年退職10年前貸付含む）」が25百万円余減少しましたが、「住宅ローン」が1,004百万円余の増加となったほか、「マイカーローン」や「学資金ローン」などの目的別ローン149百万円余の増加によるものです。

また、貸出を通じての組合新規加入は121件あり、顧客層の拡大を行うことができました。

- ③ 当期末の預け金残高は預金積金の減少、貸出金の増加や有価証券の購入を受け9,175百万円余で前年度比13.26%、1,403百万円余の減少となりました。
- ④ 有価証券運用残高は、償還・売却23億円のカバーと、金利上昇を見越して10年未満の債券購入に努めました。評価損益については、日銀による政策修正により債券価格は下落しており、前年度比454百万円余の減少となりました。
- ⑤ 損益状況につきましては、経常収益が390百万円余で、前年度比25百万円余の増加となりました。これは、前年度に比べ有価証券利息配当金が13百万円余、貸出金利息が5百万円余、預け金利息が8百万円余、増加したことによるものです。一方で経常費用は346百万円余で前年度対比21百万円余の増加となりました。これは預金金利の上昇により預金利息が前年度比16百万円余の大幅な増加によるものです。この結果、今期の経常利益は44百万円余となり、法人税等を控除した当期純利益は39百万円余となりました。また、金融機関の本業（貸出・預金・為替など）の収益を示す数値とされているコア業務純益は43百万円余となりました。
- ⑥ 組合員数の推移につきましては、前期（令和6年3月期）の組合員数は14,075人、今期13,835人で前年度比240人減となりました。
- ⑦ 自己資本比率は、バーゼルⅢ適用の初年度に当たり18.31%となりました。自己資本を毀損しないようにリスク管理を徹底した上でさらに効率的な運用に努め、収益の確保を図ってまいります。

令和7年度も、引き続き組合員の皆様のニーズを踏まえた商品の提供やサービスの向上に努め、名古屋市及び関係団体職員の皆様のための金融機関として、より使いやすく身近な存在へと発展してまいります。

法令等遵守の体制

法令遵守（コンプライアンス）とは、金融機関が事故や事件、トラブル等の未然防止を図り、お客様からの信頼、信用を確固たるものとするため、法令をはじめ組合内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまであらゆるルールを守ることを言います。

当組合では、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、これを実現するための具体的な実施計画「コンプライアンス・プログラム」を作成し、態勢の整備、役職員のコンプライアンス意識向上に取組んでおり、適正な業務運営と健全な組合経営の確保に全力を尽しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は名古屋市及び関係団体の職員の皆様の職域信用組合のため該当ありません。

経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

当組合は名古屋市及び関係団体の職員の皆様の職域信用組合のため該当ありません。

コンプライアンスへの取組みの基本方針

1. 社会的使命・公共性の自覚と責任
 - (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、組合員の経済生活の向上に努めます。
 - (2) 当組合は、常に組合員の皆様へのサービス向上に努

めることにより、職域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信用・信頼の確保
 - (1) 当組合は、常に各種法令等・規程・要領等のルールを遵守し、その精神を尊重します。
 - (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会や顧客からの信用・信頼の確保に努めます。
3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆様、職域、ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
4. 反社会的勢力の排除

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かいこれを排除していきます。
5. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する基本要領」を制定し、当組合が提供する商品・サービス、取引形態や顧客属性等に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要なリスク低減策を適切に実施する管理体制を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資するよう行動します。

苦情処理・紛争解決措置の内容

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせの相談窓口

(1) 預金関係	当組合 預金課	名古屋市役所西庁舎 1 階	☎ 052-951-1248
(2) 融資関係	当組合 融資課	名古屋市役所西庁舎 5 階	☎ 052-951-1249
(3) その他	当組合 総務課	名古屋市中区丸の内三丁目 10-4 丸の内会館 8 階	☎ 052-951-0191
(4) 受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0		
(5) 受付日	月～金曜日（祝日及び年末年始は除きます。）		

なお、苦情対応の手続きにつきましては、当組合ホームページにも掲載しております。☞ <https://www.maruhachi-shinkumi.jp/>

○当組合以外の受付

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日・時間	月～金（祝日及び年末年始は除きます。） 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	月～金（祝日及び金融機関休業日は除きます。） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

○紛争解決措置

弁護士会が設置運営する「紛争解決センター」等で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客様は、当組合の「相談窓口」または「しんくみ苦情等相談所」へお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会へ直接お申し出いただくことも可能です。

愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）

愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

なお、東京の紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める移管調停等の方法があります。具体的な内容については各紛争解決センター等へお尋ねください。

手数料のご案内（令和 7 年 6 月 30 日現在）

■当組合での窓口での為替振込

取引内容	取扱金額等	手数料の額
他金融機関への振込	5 万円未満	2 0 0 円
	5 万円以上	2 0 0 円
当組合内の振込	5 万円未満	1 0 0 円
	5 万円以上	1 0 0 円
他金融機関への振込の組戻		8 0 0 円

■A T Mによる取引

(1) 当組合のA T Mによる取引

取引内容	取扱金額等	手数料の額
カード組利用 当組合	入・出金	無 料
	当組合内の振込	無 料
	他金融機関への振込	5 万円未満 1 0 0 円 5 万円以上 1 0 0 円
他金融機関 カード利用	入 金	1 1 0 円
	出 金	1 1 0 円
	振 込	5 万円未満 2 0 0 円
		5 万円以上 3 0 0 円

※現金でのお振込みは、名古屋市役所西庁舎 1 階のみご利用いただけます。
手数料は、他金融機関カード利用の振込の場合と同額です。

(2) 当組合のカードで、提携金融機関のA T Mご利用の場合

取引内容	取扱内容	組合員	組合員以外
入金／出金	入金／出金 1 件につき	有料 (ただし、翌営業日に普通 預金口座へ入金します。)	

■各種証明書の発行

対 象	手数料の額
残高証明書（1 通につき）	1 0 0 円
上記以外の証明書（1 通につき）	3 0 0 円

■円貨の両替

取扱枚数	手数料の額
1 枚から 5 0 枚	無 料
5 1 枚以上	2 0 0 円

(注) 1 取扱枚数の算定基準は、持参（両替前）の枚数と持ち帰り（両替後）の枚数との いずれか多い方の枚数とします。
2 現金による払い戻しにおける金種指定の場合を除きます。

■再発行

対 象	手数料の額
総合口座通帳、普通預金通帳、 定期預金通帳、定期積金証書、 キャッシュカード、カードローンカード	8 0 0 円

(注) 破損、汚損及び磁気不良による再発行の場合を除きます。

■口座管理法に基づく相続時口座照会手数料

手数料の額
5,060 円（税込み）

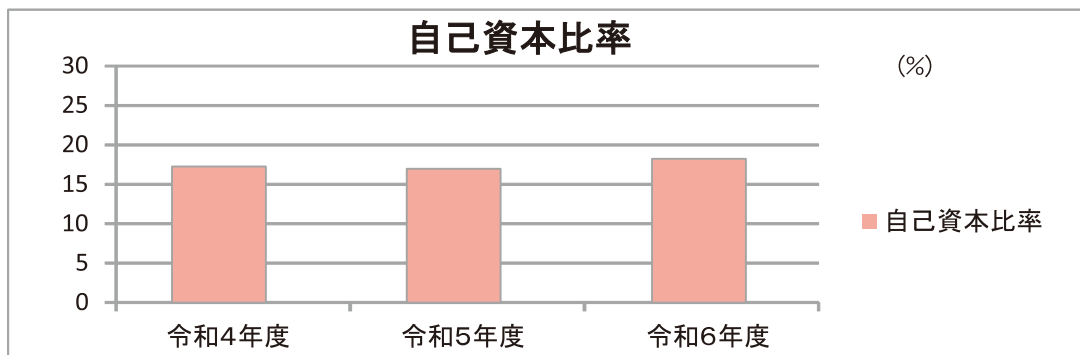
令和6年度決算の概況

自己資本比率の状況

当組合の令和6年度の自己資本比率⇒**18.31%**

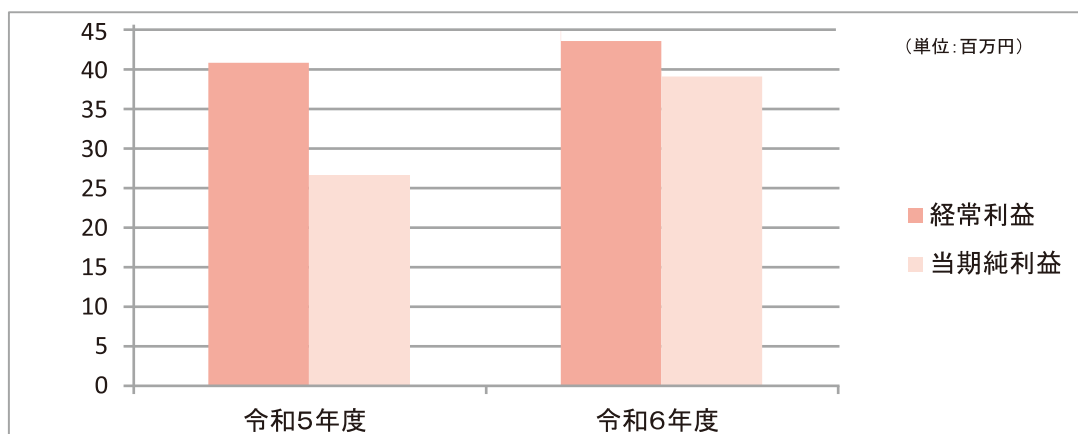
自己資本比率とは金融機関が保有する総資本に対する自己資本の割合であり、金融機関の健全性を示す指標のひとつです。

国内行基準（4%）を大幅に上回る18.31%となり健全性の高さを維持しています。



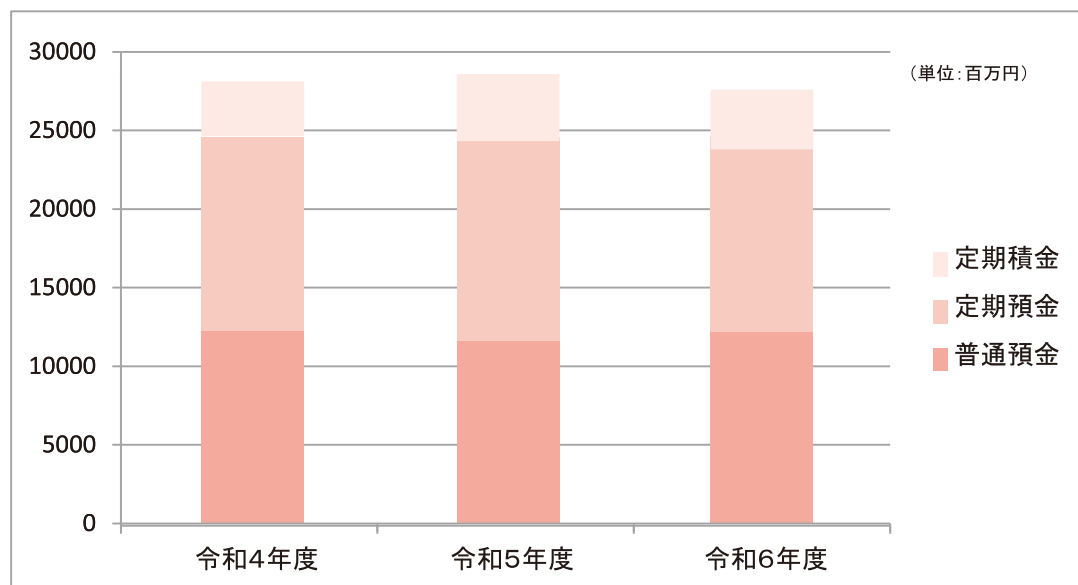
決算状況

令和6年度の経常利益は44百万円、当期純利益は39百万円となりました。



預金積金

●個人預金の預金種目別推移



●預金等を通じた地域貢献

- ・預金等総口座数 26,990 口座
- ・預金等残高 30,913 百万円

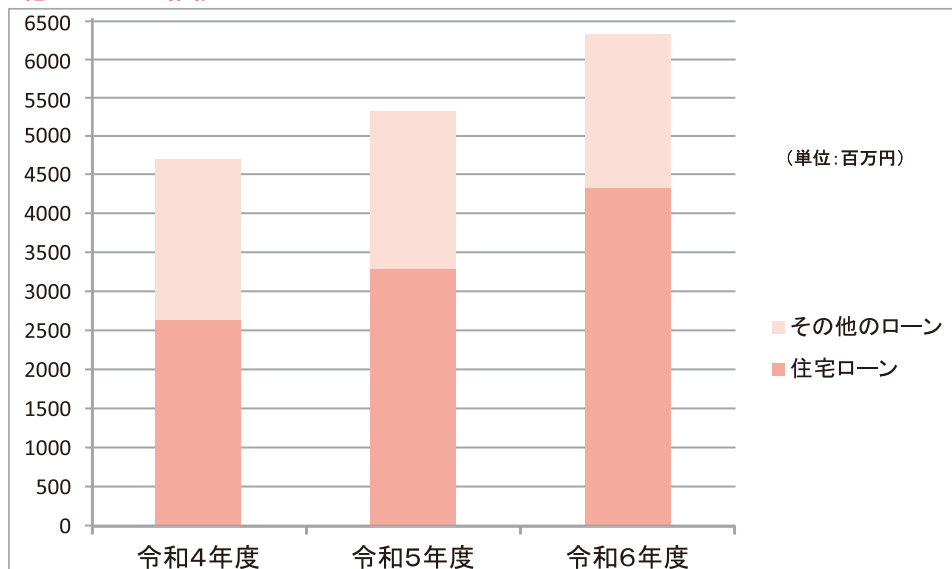
預金種別	口座数	残高 (百万円)
普通預金	16,072	13,507
定期預金	5,702	14,115
定期積金	5,177	3,273

地域貢献

●融資を通じた地域貢献

・貸出総件数 2,033 件 ・貸出総額 6,332 百万円

●住宅ローンとその他のローンの推移



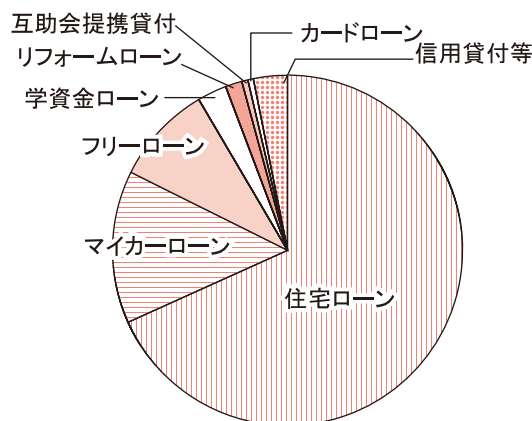
●貸出金増強策

- ・マイホーム応援キャンペーン
- ・住宅ローン最長返済期間を 35 年から 40 年に延長
- ・住宅ローンの融資対象に諸費用（保証料、登記費用等）を追加
- ・目的別ローンの金利優遇キャンペーン
- ・フリーローンの金利優遇キャンペーン
- ・融資初めて割の実施
- ・区役所の臨時出張窓口開設
- ・互助会開催のマイホームサポートサービス住宅相談会ファミリーフェスタへの参加

●主要な商品別貸出残高構成

融資種別	件数	残高 (百万円)
住宅ローン	250	4,319
マイカーローン	546	892
フリーローン	661	582
学資金ローン	218	171
リフォームローン	53	97
互助会提携貸付	79	36
カードローン	67	32
信用貸付等	159	199

商品別残高



●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

「名古屋市及び関係団体職員の皆様のための金融機関」をスローガンに、経営の健全性を高め、安心してご利用いただける金融機関をめざします。

●職域サービスの充実

- ・令和 6 年度も引き続き新規採用職員の研修会場に出向き、好評いただいている新規採用職員限定定期積金キャンペーンの案内を行いました。
- ・全 16 区の区役所のご協力のもと、臨時出張窓口を開設し定期積金や融資の相談に対応しました。
- ・QR バーコード決済（PayPay、J-coin pay）を導入し、利便性の向上を図りました。
- ・住宅ローンの返済期間を、最長 35 年から 40 年に延長しました。



経理・経営内容

◆貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和5年度	令和6年度
現金	51,626	53,306
預け金	10,578,792	9,175,601
有価証券	19,210,265	18,732,693
国債	797,570	832,380
地方債	1,074,493	925,019
短期社債	-	-
社債	14,299,900	14,033,460
株式	16,492	20,320
その他の証券	3,021,810	2,921,513
貸出金	5,301,240	6,332,569
証書貸付	5,267,192	6,299,699
当座貸越	34,047	32,869
その他資産	338,385	350,056
未決済為替貸	1,254	500
全信組連出資金	236,700	236,700
前払費用	103	88
未収収益	47,395	59,133
その他の資産	52,932	53,634
有形固定資産	27,503	31,134
建物	2,799	2,385
土地	10,280	10,280
その他の有形固定資産	14,423	18,467
無形固定資産	8,229	9,586
ソフトウェア	7,862	9,219
その他の無形固定資産	367	367
貸倒引当金	△ 25,200	△ 26,504
(うち個別貸倒引当金)	(△ 9,318)	△ 7,518
資産の部合計	35,490,843	34,658,442

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。なお、満期保有目的の債券は保有しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～38 年	その他	3 年～15 年
無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年以内）に基づいて償却しております。			
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しており、その予想損失率は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率若しくは法定繰入率のいずれか高い率に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回

(単位:千円)

科 目	金 額	
(負 債 の 部)	令和5年度	令和6年度
預金積金	31,322,170	30,913,139
普通預金	13,652,501	13,507,425
定期預金	13,823,795	14,115,383
定期積金	3,841,591	3,273,291
その他の預金	4,282	17,038
その他負債	69,601	78,109
未決済為替借	13,157	5,099
未払費用	10,933	34,649
給付補填備金	15,588	16,301
未払法人税等	4,226	1,985
払戻未済金	1,361	1,132
職員預り金	20,744	14,247
その他の負債	3,589	4,694
賞与引当金	10,188	10,315
退職給付引当金	100,575	85,604
繰延税金負債	65,356	-
負債の部合計	31,567,891	31,087,169
(純資産の部)		
出資金	27,948	27,468
普通出資金	27,948	27,468
利益剰余金	3,725,265	3,763,071
利益準備金	40,000	40,000
その他利益剰余金	3,685,265	3,723,071
特別積立金	3,655,538	3,680,576
当期末処分剰余金	29,727	42,494
組合員勘定合計	3,753,213	3,790,540
その他有価証券評価差額金	169,737	△ 219,266
評価・換算差額等合計	169,737	△ 219,266
純資産の部合計	3,922,951	3,571,273
負債及び純資産の部合計	35,490,843	34,658,442

収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

資産の自己査定基準に基づき債権については融資課が査定を行い、その結果により上記の引当てを行っております。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
8. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金基金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金制度は当組合の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金基金制度への拠出額を費用として処理しております。なお、当該企業年金基金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033 百万円
差引額	38,382 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和5年4月分～令和6年3月分）

0.096%

- (3) 上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円、別途積立金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法

は期間 8 年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金 2 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

9. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお債権は、貸出金及び未収利息であります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7 百万円
(2) 危険債権	－百万円
(3) 三月以上延滞債権	－百万円
(4) 貸出条件緩和債権	8 百万円
(1) ～ (4) 合計額	16 百万円
正常債権	6,319 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が破綻の状態には至っていないが、財政状態が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 106 百万円

11. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

為替取引のため	預け金	350 百万円
借入のため	預け金	500 百万円

12. 理事及び監事に対する金銭債権総額 3 百万円

13. 出資 1 口当たりの純資産額は 6,500 円 67 銭であります。

14. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は預金業務、融資業務及び有価証券運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として有価証券であります。

有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については保有していません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び融資審査会規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、融資課により行われ、また定期的にリスク管理委員会や融資特別審査会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資課長がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクの管理体制は、リスク管理委員会で検討・審議する体制としております。

(i) 金融資産価値に対する管理

当組合は、期初に設定した市場リスク限度額に対して、金利、価格及び為替変動等による金融資産の損失予想額の状況を確認しております。

リスクの測定データとして「野村證券 i-p o r t」にて分析、算出される統合 VaR（バリュエーション・リスク）を用いています。（統合 VaR とは保有している有価証券の一年後の最大損失予想額を計したものです。）

市場リスク限度額の設定は、前年度の毎月末の統合 VaR 計測値から最大値と最小値を除いた平均値の 120% としております。

また、市場リスク限度額に対するアラーム・ポイントとしては、前年度の毎月末の統合 VaR 計測値から最大値と最小値を除いた平均値の 115% を超えた場合としております。

令和 6 年度中は統合 VaR がアラーム・ポイントを超えることはありませんでした。

(ii) 自己資本に対する管理

金利の変動による金融資産（有価証券、貸出金及び預け金）と金融負債（預金及び定期積金）の経済価値損失額の自己資本に対する比率を四半期ごとに確認しております。

令和 7 年 3 月末現在の経済価値リスクは 520 百万円で、自己資本に対する比率は 13.683% であり警戒値 20% を下回っております。

(iii) デリバティブ取引に関しては、行っておりません。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和 7 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（※ 1）	9,175	9,163	△12
(2) 有価証券（※ 2）			
その他有価証券	18,732	18,732	－
(3) 貸出金（※ 1）	6,332		
貸倒引当金（※ 2）	△26		
	6,306	6,300	△5
金融資産計	34,214	34,196	△17
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金積金（※ 1）	30,913	30,604	△ 308
金融負債計	30,913	30,604	△ 308

（※ 1）預け金、貸出金、預金積金の時価には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

（※ 2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、該当ありません。

(注 1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを算定し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを算定し、市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※ 1）（※ 2）	0
組合出資金（※ 3）	236
合 計	236

（※ 1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

（※ 2）当事業年度において、非上場株式について減損処理はありません。

（※ 3）組合出資金（全信組連出資金）については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券及び満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

貸借対照表の注記事項のつづき

(3) その他有価証券			
【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	20	1	19
債券	1,230	1,221	8
国債	—	—	—
地方債	633	627	5
社債	597	594	3
外国証券	—	—	—
その他	1,910	1,471	439
小計	3,161	2,694	467
【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	0	0	—
債券	15,151	15,771	△619
国債	832	896	△63
地方債	291	300	△8
社債	13,435	13,975	△539
外国証券	591	599	△8
その他	419	486	△66
小計	15,571	16,257	△686
合計	18,732	18,951	△219

17. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。 (単位：百万円)

売却価額	売却益	売却損
701	2	0

18. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	—	—	600	300
地方債	122	589	215	—
社債	400	2,800	1,800	9,600
外国証券	100	500	—	—
合計	622	3,889	2,615	9,900

(注) 額面で表示しております。

19. 金銭の信託はありません。

20. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	24 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	2 百万円
その他有価証券評価差額金	62 百万円
その他	0 百万円
繰延税金資産小計	92 百万円
評価性引当額	△92 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金負債の純額	— 百万円



「新規採用職員研修会場」



◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	365,264	390,708
資金運用収益	360,784	386,344
貸出金利息	56,614	61,686
預け金利息	13,728	22,642
有価証券利息配当金	281,849	295,595
その他の受入利息	8,592	6,420
役務取引等収益	1,122	1,168
受入為替手数料	664	730
その他の役務収益	457	438
その他業務収益	3,357	3,195
国債等債券売却益	465	2,830
国債等債券償還益	27	7
その他の業務収益	2,864	357
経常費用	324,823	346,312
資金調達費用	14,448	31,443
預金利息	4,133	20,261
給付補填備金繰入額	10,162	11,026
その他の支払利息	151	155
役務取引等費用	24,478	28,553
支払為替手数料	2,804	2,867
その他の役務費用	21,674	25,685
その他業務費用	1,179	566
国債等債券売却損	450	564
国債等債券償還損	727	—
その他の業務費用	2	2
経費	280,720	284,422
人件費	179,829	186,271
物件費	99,611	96,604
税金	1,279	1,547
その他経常費用	3,995	1,326
貸倒引当金繰入額	2,982	1,303
その他の経常費用	1,013	23
経常利益	40,441	44,395
特別損失	—	0
固定資産処分損	—	0
税引前当期純利益	40,441	44,395
法人税、住民税及び事業税	13,714	4,900
法人税等合計	13,714	4,900
当期純利益	26,727	39,494
繰越金(当期首残高)	3,000	3,000
当期末処分剰余金	29,727	42,494

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口あたりの当期純利益 69円77銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
当期末処分剰余金	29,727	42,494
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	26,727	21,686
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	1,688	1,686
	(年 6 %の割合)	(年 6 %の割合)
特別積立金	25,038	20,000
繰越金（当期末残高）	3,000	20,808

粗利益

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
資金運用収益	360,784	386,344
資金調達費用	14,448	31,443
資金運用収支	346,336	354,901
役務取引等収益	1,122	1,168
役務取引等費用	24,478	28,553
役務取引等収支	△ 23,356	△ 27,384
その他業務収益	3,357	3,195
その他業務費用	1,179	566
その他業務収支	2,177	2,628
業務粗利益	325,157	330,145
業務粗利益率	0.89%	0.92%

- (注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高 ×100

業務純益等

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
業務純益	42,372	42,618
実質業務純益	44,437	45,722
コア業務純益	45,121	43,449
コア業務純益 (除く投資信託解約損金)	45,121	43,449

- (注) 1. 投資信託解約損益はありません。
2. 業務純益＝業務粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収益	432,688	356,682	382,568	365,264	390,708
経常利益	38,167	39,401	20,088	40,441	44,395
当期純利益	27,338	27,868	19,905	26,727	39,494
預金積金残高	29,793,143	30,812,411	32,048,293	31,322,170	30,913,139
貸出金残高	3,691,645	3,830,407	4,520,966	5,301,240	6,332,569
有価証券残高	19,798,274	19,508,711	19,032,435	19,210,265	18,732,693
総資産額	34,724,027	35,691,850	36,159,602	35,490,843	34,658,442
純資産額	4,464,240	4,429,292	3,898,478	3,922,951	3,571,273
自己資本比率（単体）	21.55%	19.79%	18.18%	17.77%	18.31%
出資総額	29,011	28,967	28,659	27,948	27,468
出資総口数	580,230口	579,350口	573,190口	558,970口	549,370口
出資に対する配当金	1,777	1,761	1,755	1,688	1,686
職員数	20人	19人	19人	18人	17人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率（単体）」は、平成 18 年金融庁告示第 22 号により算出しております。

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費	179,829	186,271
報酬給与手当	140,438	145,531
退職給付費用	15,923	15,318
その他	23,467	25,421
物件費	99,611	96,604
事務費	52,406	51,364
固定資産費	21,539	19,231
事業費	5,879	8,060
人事厚生費	1,180	2,467
有形固定資産償却	9,727	6,954
無形固定資産償却	4,315	3,829
その他	4,563	4,696
税 金	1,279	1,547
経費合計	280,720	284,422

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
役務取引等収益	1,122	1,168
受入為替手数料	664	730
その他の受入手数料	180	159
その他の役務取引等収益	277	278
役務取引等費用	24,478	28,553
支払為替手数料	2,804	2,867
その他の支払手数料	2,379	2,444
その他の役務取引等費用	19,294	23,241

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
受取利息の増減	△4,808	25,560
支払利息の増減	2,374	16,992

- (注) 支払利息に「その他の支払利息」は含まれておりません
「計算書類等」の「損益計算書」より算出しております。

資金運用

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,243	6.5	883	4.6
地方債	1,153	6.0	1,033	5.4
短期社債	—	—	—	—
社債	14,210	74.1	14,747	76.7
株式	1	0.0	1	0.0
外国証券	596	3.1	599	3.1
その他の証券	1,965	10.3	1,960	10.2
合 計	19,171	100.0	19,226	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。その他の証券は投資信託です。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国債	5	—	—	—	800	—
	6	—	—	600	300	—
地方債	5	222	789	38	—	—
	6	122	589	215	—	—
短期社債	5	—	—	—	—	—
	6	—	—	—	—	—
社債	5	1,200	2,100	1,900	9,400	—
	6	400	2,800	1,800	9,600	—
株式	5	—	—	—	—	16
	6	—	—	—	—	20
外国証券	5	—	500	100	—	—
	6	100	500	—	—	—
その他の証券	5	—	—	—	—	2,427
	6	—	—	—	—	2,329
合 計	5	1,422	3,389	2,038	10,200	2,443
	6	622	3,889	2,615	9,900	2,350

(注) 1 債券及び外国証券は償還金額で表示

2 株式及びその他の証券は各年度末の時価で表示

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	—	—

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	—	—	—	—
証書貸付	4,748	99.3	5,695	99.4
当座貸越	31	0.7	35	0.6
合 計	4,779	100.0	5,730	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,963	37.1	1,996	31.5
住宅ローン	3,337	62.9	4,336	68.5
合 計	5,301	100.0	6,332	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	15	2	18	3
個別貸倒引当金	9	1	7	△ 1
合 計	25	3	26	1

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

科 目	年度	金額	構成比	債務保証
当組合預金	5	5	0.1	—
	6	4	0.0	—
有価証券	5	—	—	—
	6	—	—	—
動産	5	—	—	—
	6	—	—	—
不動産	5	—	—	—
	6	—	—	—
小計	5	5	0.1	—
	6	4	0.0	—
信用保証協会・信用保険	5	—	—	—
	6	—	—	—
保証	5	5,272	99.5	—
	6	6,311	99.7	—
信用	5	23	0.4	—
	6	16	0.3	—
合 計	5	5,301	100.0	—
	6	6,332	100.0	—

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
固定金利貸出	1,308	1,865
変動金利貸出	3,993	4,466
合 計	5,301	6,332

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
金融業・保険業	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
個人(住宅・消費等)	5,301	100.0	6,332	100.0
合 計	5,301	100.0	6,332	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	0	0
全信組連出資金	236	236
合 計	236	236

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
 2. 当事業年度において、非上場株式について減損処理はありません。
 3. 組合出資金(全信組連出資金)については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年 7 月 4 日) 第 27 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位：百万円)

区 分		令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16	1	15	20	1	19
	債券	6,306	6,232	73	1,230	1,221	8
	国債	520	499	20	-	-	-
	地方債	1,074	1,049	24	633	627	5
	社債	4,711	4,683	28	597	594	3
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他	2,205	1,708	497	1,910	1,471	439
	小計	8,528	7,941	586	3,161	2,694	467
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	0	0	-
	債券	10,459	10,779	△319	15,151	15,771	△ 619
	国債	277	297	△20	832	896	△ 63
	地方債				291	300	△ 8
	社債	9,588	9,881	△293	13,435	13,975	△ 539
	外国証券	593	599	△5	591	599	△ 8
	その他	222	254	△32	419	486	△ 66
	小計	10,681	11,033	△351	15,571	16,257	△ 686
合 計		19,210	18,975	235	18,732	18,951	△ 219

(注) 1. 「社債」には政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。
 2. 上記の「その他」は投資信託です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

・売買目的有価証券はありません。

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

経営管理・リスク管理

協法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和 5 年度	10	0	9	10	100.00	100.00
	令和 6 年度	7	0	7	7	100.00	100.00
危険債権	令和 5 年度	—	—	—	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	令和 5 年度	10	—	0	0	0.30	0.30
	令和 6 年度	8	—	0	0	0.30	0.30
三月以上延滞債権	令和 5 年度	—	—	—	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和 5 年度	10	—	0	0	0.30	0.30
	令和 6 年度	8	—	0	0	0.30	0.30
小計	令和 5 年度	20	0	9	10	49.88	47.69
	令和 6 年度	16	0	7	7	46.60	46.60
正常債権	令和 5 年度	5,283	5,074	15	5,090	96.34	7.58
	令和 6 年度	6,319	6,140	18	6,159	97.46	10.59
合計	令和 5 年度	5,304	5,075	25	5,100	96.16	11.03
	令和 6 年度	6,336	6,140	26	6,167	97.33	13.57

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が破綻の状態には至っていないが、財政状態が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

臨時出張窓口風景



自己資本の充実の状況

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,751	3,788
うち、出資金及び資本剰余金の額	27	27
うち、利益剰余金の額	3,725	3,763
うち、外部流出予定額 (△)	1	1
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15	18
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15	18
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,767	3,807
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	6
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	3,761	3,800
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,549	20,167
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	609	582
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	21,159	20,750
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.77%	18.31%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

リスク管理体制

一定的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

P19～21に表示しております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、融資先の財務状況等の悪化により貸出金やその利息などの回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。
管理体制	融資審査会において、不良債権の発生防止と発生した場合の適切な対応を図るなど、信用リスク管理体制の強化に努めております。
評価・計測	内部格付手法は導入しておりません。 自己査定基準を基に評価・計測に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

一定の分類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率若しくは法定繰入率のいずれか高い率に基づき引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高を引当てております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。

株式会社日本格付研究所

株式会社格付投資情報センター

ムーディーズ・ジャパン株式会社

スタンダード&プアーズグローバル・レーディング・ジャパン株式会社

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当ありません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法としては、保証会社による保証を実施しております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを事務リスク「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク」とシステムリスク「コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」と定義しております。
管理体制	オペレーショナルリスクについては、リスク管理委員会等において、日頃より協議、検討するとともに、必要に応じ理事会等において報告しております。
評価・計測	当組合では、オペレーショナルリスクに関して「リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」等において、管理態勢や管理方法を定めており確実にリスクを認識し、評価しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスクの説明	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、当組合においては、全国信用協同組合連合会への出資金が該当します。
管理体制	リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、理事会へ報告を行う等適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場における一般的な金利水準の変動に伴う当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
管理体制	リスク管理委員会が協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行う等最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	当組合では、一定の確率で起こりうる将来の損失額の最大値を算出しております。具体的には、円金利が1%上昇した場合の価格変動額の計測や過去のデータに基づいた統計的なリスク量を評価しております。

■金利リスクの算定手法の概要

- ・算定手法・・・預金、貸出金、預け金、有価証券を対象に「金利ラダー方式」を取り入れて算定しております。
- ・リスク算定の頻度
四半期毎（3・6・9・12月末）

銀行勘定の金利リスク（通称：I R R B B）（単位：百万円）				
項番	△ E V E（経済価値の変動）		△ N I I（期間収益の変動）	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1. 上方パラレルシフト	558	520	43	41
2. 下方パラレルシフト	0	0	0	0
3. スティープ化	431	388		
4. フラット化				
5. 短期金利上昇	65	67		
6. 短期金利低下				
7. 最大値	558	520	43	41
8. 自己資本の額	令和5年度 3,761	令和6年度 3,800		

（注）「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△N I Iを開示することになりました。

一定量の事項一

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.16 をご参照ください。
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.18 をご参照ください。

●自己資本の充実度に関する事項（令和6年度から表記する欄を一部変更しております。）

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	20,533	821	20,167	806
①標準の手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	20,533	821	20,167	806
（i）ソブリン向け	239	9	239	9
（ii）金融機関向け	2,115	84	1,835	73
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				
（iii）カバード・ボンド向け				
（iv）法人等向け	11,088	443	3,174	126
（v）中小企業等・個人向け	1,614	64		
（vi）中堅中小企業等・個人向け			1,641	65
トランザクター向け				
（vii）抵当権付住宅ローン	1,160	46		
（viii）不動産取得等事業向け	-	-		
（ix）不動産関連向け			1,514	60
自己居住用不動産等向け			1,514	60
賃貸用不動産向け				
事業用不動産関連向け				
その他不動産関連向け				
ADC 向け				
（x）劣後債権及びその他資本性証券等			7,670	306
（xi）三月以上延滞等	-	-		
（xii）延滞等向け				
（xiii）自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			-	-
（xiv）出資等	1,963	78		
出資等のエクスポージャー	1,963	78		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
（xv）株式等			1,958	78
（xvi）重要な出資のエクスポージャー				
（xvii）他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,988	79	1,750	70
（xviii）信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	236	9	236	9
（xix）その他	120	4	139	5
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1,250%）	-	-	-	-
④未決済取引				

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	609	24	582	23
BI			388	
BIC			46	
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	21,159	846	20,750	830

- （注）
1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金（iv、vを除く）、その他資産、有形固定資産、無形固定資産が含まれております。
 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	53	-	53	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	896	-	896	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	599	-	599	-	199	33
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,027	-	1,027	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	200	-	200	-	40	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,175	-	9,175	-	1,835	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	5,899	-	5,899	-	3,174	54
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,008	16	2,008	-	1,641	82
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	4,319	-	4,319	-	1,514	35
自己居住用不動産等向け	4,319	-	4,319	-	1,514	35
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	7,670	-	7,670	-	7,670	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	0	-	0	-	0	20
信用保証協会等による保証付	4	-	4	-	-	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	1,958	-	1,958	-	1,958	100
合 計					18,034	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)								
	0%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	合計
	令和6年度								
現金	53	-	-	-	-	-	-	-	53
我が国の中央政府及び中央銀行向け	896	-	-	-	-	-	-	-	896
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	-	-	399	-	-	-	-	599
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,027	-	-	-	-	-	-	-	1,027
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	200	-	-	-	-	-	-	200
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	9,175	-	-	-	-	-	-	9,175
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	500	-	4,301	698	399	-	-	5,899
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	1,532	476	-	-	2,008
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	4,312	-	6	-	-	-	4,319
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	7,670	-	7,670
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	0	-	-	-	-	-	-	0
信用保証協会等による保証付	4	-	-	-	-	-	-	-	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	1,957	-	1	1,958
合 計	2,181	9,876	4,312	4,701	2,236	2,833	7,670	1	33,813

●信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	35,547	34,126	5,333	6,365	16,765	15,790	-	-	-	-
国外	593	591	-	-	593	591	-	-	-	-
地 域 別 合 計	36,141	34,717	5,333	6,365	17,359	16,382	-	-	-	-
製造業	5,298	4,823	-	-	5,298	4,823	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	100	-	-	-	100	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	395	377	-	-	395	377	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2,356	2,201	-	-	2,356	2,201	-	-	-	-
情報通信業	386	474	-	-	386	474	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,728	1,664	-	-	1,728	1,664	-	-	-	-
卸売業、小売業	1,856	1,935	-	-	1,856	1,935	-	-	-	-
金融業、保険業	11,368	9,962	-	-	790	787	-	-	-	-
不動産業	1,185	1,473	-	-	1,185	1,473	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	2,667	2,643	-	-	2,667	2,643	-	-	-	-
個人	5,301	6,332	5,301	6,332	-	-	-	-	-	-
その他	2,901	2,827	31	33	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	35,547	34,717	5,333	6,365	16,765	16,382	-	-	-	-
1 年以下	11,755	13,208	642	4,489	1,425	621	-	-		
1 年超 3 年以下	2,215	2,028	1,064	687	1,151	1,141	-	-		
3 年超 5 年以下	2,976	2,891	728	214	2,248	2,676	-	-		
5 年超 7 年以下	1,465	663	540	169	925	494	-	-		
7 年超 10 年以下	1,693	2,540	614	549	1,079	1,991	-	-		
10 年超	11,647	9,679	1,711	222	9,935	9,457	-	-		
期間の定めのないもの	922	910	31	33	-	-	-	-		
その他	2,870	2,794	-	-	-	-	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	35,547	34,717	5,333	6,365	16,765	16,382	-	-		

- （注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。なお、オフ・バランス取引については地域別は「国内」に、業種別は「その他」に、残存期間別は「期間の定めのないもの」に表示しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、投資信託、株式が含まれております。
4. 債券は帳簿価格で表示しております。
5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
個 人	8	9	9	7	-	-	8	9	9	7	-	-
合 計	8	9	9	7	-	-	8	9	9	7	-	-

- （注）1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

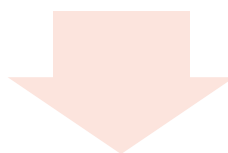
(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	2,104
10%	-	-
20%	600	10,780
35%	-	3,315
50%	4,001	399
75%	-	1,465
100%	1,097	10,721
200%	-	-
250%	-	795
1,250%	-	-
合 計	5,099	29,572

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	16,370	-	-	16,370
40% ～ 70%	4,701	16	-	4,701
75%	2,236	-	-	2,236
80%	-	-	-	-
85%	-	-	-	-
90% ～ 100%	3,216	-	-	3,216
105% ～ 130%	-	-	-	-
150%	7,670	-	-	7,670
250%	701	-	-	701
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	34,896	-	-	34,896

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	5	4	5,272	6,311	-	-

(注) 1. 当組は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項はありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,444	2,444	2,350	2,350
非 上 場 株 式 等	236	-	236	-
合 計	2,680	2,444	2,586	2,350

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
売 却 益	0	2
売 却 損	-	0
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	235	△219

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	-	-

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第99期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月13日

丸八信用組合 理事長 渡邊 正則

●継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。

●監査の状況

当信用組合は、監事による適正との監査報告の他、ふじみ監査法人の監査を受けており、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査報告をいただいております。

監 査 報 告 書

私たちが監事として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第99期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、書類の取集及び監査の現場の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 計算書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、信用組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- 剰余金処分案は法令及び定款に適合しているものと認めます。

令和7年5月21日

丸八信用組合

常勤監事

渡 邊 正 則

監 事

杉 本 浩 平

監 事

田 崎 司

●内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	3,883	14,427	3,781	13,659
	他の金融機関から	21,734	9,682	21,954	10,175
代金取立	他の金融機関向け	-	-	-	-
	他の金融機関から	-	-	-	-

●外国為替取扱実績

該当ありません。

<証券業務>

●公共債引受額

該当ありません。

●公共債窓販実績

該当ありません。

●当組合の子会社

該当ありません。

●報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」です。

(1) 報酬体系の概要

常勤理事及び常勤監事の基本報酬については総代会において理事及び監事それぞれの最高限度額を決定しております。そのうえで、常勤理事の基本報酬につきましては役位による年俸制としております。また、常勤監事の基本報酬額につきましては監事の協議により決定しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	14	30
監 事	6	10
合 計	20	40

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事2名、監事1名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。＊印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、＊＊印は「監督指針の要請に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ

【概況・組織】

1. 事業方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 事業の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）＊・・・・・・2
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）＊・・・・・・2
5. 自動機器設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6. 地区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7. 組合員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
8. 子会社の状況・・・・・・・・・・・・（該当なし）26

【業務に関する事項】

9. 主要な事業の内容＊・・・・・・・・・・・・2

【業務に関する事項】

10. 事業の概況＊・・・・・・・・・・・・4
11. 経常収益＊・・・・・・・・・・・・11
12. 業務純益・・・・・・・・・・・・11
13. 経常利益＊・・・・・・・・・・・・11
14. 当期純利益＊・・・・・・・・・・・・11
15. 出資総額、出資総口数＊・・・・・・・・・・・・11
16. 純資産額＊・・・・・・・・・・・・11
17. 総資産額＊・・・・・・・・・・・・11
18. 預金積金残高＊・・・・・・・・・・・・11
19. 貸出金残高＊・・・・・・・・・・・・11
20. 有価証券残高＊・・・・・・・・・・・・11
21. 単体自己資本比率＊・・・・・・・・・・・・11
22. 出資配当金＊・・・・・・・・・・・・11
23. 職員数＊・・・・・・・・・・・・11

【主要業務に関する指標】

24. 業務粗利益及び業務粗利益率＊・・・・・・・・・・・・11
25. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支＊・・・・・・・・・・・・11
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘＊・・・・・・・・・・・・12
27. 受取利息、支払利息の増減＊・・・・・・・・・・・・11
28. 役務取引の状況・・・・・・・・・・・・11
29. その他業務収益の内訳・・・・・・・・・・・・12
30. 経費の内訳・・・・・・・・・・・・11
31. 総資産経常利益率＊・・・・・・・・・・・・12
32. 総資産当期純利益率＊・・・・・・・・・・・・12

【預金に関する指標】

33. 預金種目別平均残高＊・・・・・・・・・・・・12
34. 預金者別預金残高・・・・・・・・・・・・12
35. 財形貯蓄残高・・・・・・・・・・・・12
36. 職員1人当り預金残高・・・・・・・・・・・・12
37. 1店舗当り預金残高・・・・・・・・・・・・12
38. 定期預金種類別残高＊・・・・・・・・・・・・12

【貸出金等に関する指標】

39. 貸出金種類別平均残高＊・・・・・・・・・・・・13
40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額＊・・・・13
41. 貸出金金利区分別残高＊・・・・・・・・・・・・13

42. 貸出金使途別残高＊・・・・・・・・・・・・13
43. 貸出金業種別残高・構成比＊・・・・・・・・・・・・13
44. 預貸率（期末・期中平均）＊・・・・・・・・・・・・12
45. 消費者ローン・住宅ローン残高・・・・・・・・・・・・13
46. 職員1人当り貸出金残高・・・・・・・・・・・・12
47. 1店舗当り貸出金残高・・・・・・・・・・・・12

【有価証券に関する指標】

48. 商品有価証券の種類別平均残高＊・・・・（該当なし）13
49. 有価証券種類別平均残高＊・・・・・・・・・・・・13
50. 有価証券種類別残存期間別残高＊・・・・・・・・・・・・13
51. 預証率（期末・期中平均）＊・・・・・・・・・・・・12

【経営管理体制に関する事項】

52. 法令等遵守の体制＊・・・・・・・・・・・・4
53. リスク管理体制＊・・・・・・・・・・・・17～25

資料編

54. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容＊・・・・・・・・5
55. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書＊・・・・・・・・8～11
56. 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保金・引当状況・・・・15
57. 自己資本の充実の状況（自己資本比率明細）＊・・・・16
58. 有価証券、金銭の信託等の評価＊・・・・13,14
59. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）＊・・・・13
60. 貸出金償却の額＊・・・・・・・・・・・・13
61. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について＊・・・・・・・・26
62. 継続企業の前提の重要な疑義＊・・・・・・・・26
63. 監査の状況について＊・・・・・・・・26

【その他の業務】

64. 内国為替取扱実績・・・・・・・・・・・・26
65. 外国為替取扱実績・・・・・・・・・・・・（該当なし）26
66. 公共債窓販実績・・・・・・・・・・・・（該当なし）26
67. 公共債引受額・・・・・・・・・・・・（該当なし）26
68. 手数料一覧・・・・・・・・・・・・5

【その他】

69. 沿革・歩み・・・・・・・・・・・・2
70. 総代会について＊＊・・・・・・・・・・・・3
71. 報酬体系について＊＊・・・・・・・・・・・・26

【地域貢献に関する事項】

72. 地域貢献＊＊・・・・・・・・・・・・7
73. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況＊・・・・・・・・（該当なし）4
74. 「経営者保証に関するガイドラン」への対応＊＊・・・・・・・・・・・・（該当なし）4

